

「日本再興戦略」改訂 2014

－未来への挑戦－

抜粋

平成 26 年 6 月 24 日

IV. 改訂戦略の主要施策例

今般の改訂においては、次章のとおり、昨年策定した日本再興戦略の進捗を検証した上で、施策を柔軟に見直し、新たに講ずべき具体的施策の追加、全工程表のリバイスを行い、改めて実行していく方針を打ち出した。

このうち、改訂の基本的な考え方である「日本の『稼ぐ力』の強化」、「残された課題への対応」、「成長の果実の全国波及」の3つの観点から、産業競争力会議等において議論がなされた代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおりである。（注：施策の例示であり、重要度や優先順位を示すものではない。）

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

(1) 企業が変わる

① 企業統治(コーポレートガバナンス)の強化

○「コーポレートガバナンス・コード」の策定

- ・持続的成長に向けた企業の自律的な取組を促すため、東京証券取引所が、新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。上場企業に対して、当該コードにある原則を実施するか、実施しない場合はその理由の説明を求める。

【来年の株主総会のシーズンに間に合うよう策定】

○金融機関による経営支援機能の強化

- ・企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、金融機関が企業の事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、金融機関自らが今後の企業の本業支援や産業の再生支援等に必要な機能や態勢及び経営体力の一層の強化を図るよう努めるとともに、当局は監督方針等の適切な運用を図る。

②公的・準公的資金の運用等の見直し

- ・年金積立金管理運用独立行政法人（**GPIF**）の基本ポートフォリオについて、財政検証結果を踏まえ、長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施する。
- ・あわせて、**GPIF**のガバナンス体制の強化を図るため、運用委員会の体制整備や高度で専門的人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

③産業の新陳代謝とベンチャーの加速化、成長資金の供給促進

- ・ベンチャー企業と大企業のマッチングを促すプラットフォームの構築を目指し、ベンチャー支援に協力的な大企業等から成る「ベンチャー創造協議会」を創設する。【今年秋目途に創設】
- ・政府調達におけるベンチャー企業の参入促進、求職活動中に創業準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化等、きめ細かな対応を行う。
【今年度中を目途に諸制度を整備】
- ・成長取り込み型の事業革新など、中長期的な生産性向上に資する分野の強化のため、エクイティ、メザニン・ファイナンス、中長期の融資などの成長資金の供給促進について、関係省庁で議論する場を設ける。
【本年秋に検討の場を設置】

（２）国を変える

①成長志向型の法人税改革

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に

遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を **20%** 台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、**2020** 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、**2020** 年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

②イノベーションの推進と社会的課題解決へのロボット革命

○イノベーション・ナショナルシステムの確立（革新的な技術からビジネスを生み出す仕組みづくり）

- ・先進的な研究開発法人において、大学等の技術シーズを民間企業へ「橋渡し」する機能を強化する。具体的には、受託研究企業からの資金獲得を重視する仕組み・目標を整備するとともに、大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により各機関の責任の下で業務を行うことができる「クロスアポイントメント制度」を導入・活用する。

【先行的な研究開発法人について今年度中に制度設計】

○社会的課題解決へのロボット革命

- ・「ロボット革命実現会議」を立ち上げ、技術開発や規制緩和により **2020** 年までにロボット市場を製造分野で現在の **2** 倍、サービスなど非製造分野で **20** 倍に拡大する。

【本年夏までに会議を立ち上げ】

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

①女性の更なる活躍推進

○放課後児童クラブ等の拡充

- ・いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。そのため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定等を今年度内に求める。【今年度中に制度的措置を実施】

○女性の働き方に中立的な税・社会保障制度等への見直し

- ・働き方の選択に対して、より中立的な社会制度を実現するため、税・社会保障・配偶者手当等について、経済財政諮問会議で総合的に検討する。【年末までに検討】

○女性の活躍加速化のための新法の制定

- ・「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、女性の登用に関する国・地方自治体、民間企業の目標・行動計画の策定、女性の登用に積極的な企業へのインセンティブ付与等を内容とする新法を制定する。【今年度中に結論、国会への法案提出を目指す】

②柔軟で多様な働き方の実現

○働き過ぎ防止のための取組強化

- ・長時間労働を是正するため、法違反の疑いのある企業等に対して労働基準監督署による監督指導を徹底するとともに、「朝型」の働き方の普及や長時間労働抑制策等の検討を行う。

○時間ではなく成果で評価される働き方への改革

- ・時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも年収 1000 万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと言金のリソクを切り離した「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。
【次期通常国会を目途に所要の法的措置】

○予見可能性の高い紛争解決システムの構築

- ・主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、国内外の関係制度・運用に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する労働紛争解決システム等の在り方について、幅広く検討を進める。
【2015 年中に検討】

③外国人が日本で活躍できる社会へ

○外国人技能実習制度の見直し

- ・管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、対象職種の拡大、技能実習期間の延長（最大 3 年間→最大 5 年間）、受け入れ枠の拡大等を行う。
【2015 年度中に実施】

○建設及び造船分野における外国人材の活用

- ・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた緊急かつ時限的措置として、処遇改善や現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、建設分野において、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るための新制度を導入する。また、造船分野についても、同様の措置を講ずる。
【2015 年度初頭から開始】

- 国家戦略特区における家事支援人材の受け入れ
 - ・家事等の負担を軽減するため、国家戦略特区において、外国人家事支援人材の受け入れを可能とする。
【検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる】
- 介護分野における外国人留学生の活躍
 - ・介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。
【年内目途に制度設計】

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

①攻めの農林水産業の展開

- 米の生産調整の見直し
 - ・農業経営者が自らの経営判断に基づき、作物選択ができるようにするため、2018年産米からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組むとともに、その環境整備を進める。
- 農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革
 - ・経営マインドを持つ意欲のある農業の担い手が企業の知見も活用して、力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備していく。「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に沿って、農業委員の選出の方法の見直し、農業生産法人の役員要件・議決権要件の見直し、地域の農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行など一体的な改革を実施する。
【次期通常国会に関連法案の提出を目指す】
- 酪農の流通チャネル多様化
 - ・酪農家の創意工夫を活かすため、これまでの指定団体への販売

とは別に、酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにするなどの制度改革を実施する。 【2015年度から実施】

○国内外とのバリューチェーン（6次産業化、輸出の促進）

- ・農林漁業成長産業化ファンド（**A FIVE**）による6次産業化を加速化するため、当該ファンドの農林漁業者の出資割合についても法改正を含め総合的に検討する。

【2015年12月を目途として検討】

- ・オールジャパンの輸出戦略を推進するため、6月に創設する「輸出戦略実行委員会」を司令塔とし、牛肉、茶、水産物等の分野について品目別輸出団体を整備する。

【2015年度から順次整備】

②健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

○医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

- ・複数の医療法人や社会福祉法人等について一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。 【2015年中に制度上の措置を目指す】

- ・上記新法人制度を活用した他病院との一体経営のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう必要な制度設計等を進める。 【2015年度中の制度上の措置を目指す】

○個人に対する健康・予防インセンティブの付与

- ・健康増進、予防へのインセンティブを高めるため、医療保険制度において、個人へのヘルスケアポイントの付与や現金給付が可能であることを新たに明確化し、普及させる。あわせて、個人の健康・予防の取組に応じた財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けることも、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ、検討する。 【2015年度中に所要の措置】

○保険外併用療養費制度の大幅拡大

- ・多様な患者ニーズの充足、医療産業の競争力強化、医療保険の持続可能性保持等の要請により適切に対応するための施策を実施する。
 - －新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設
 - －先進的な医療へのアクセス向上（再生医療、医療機器分野の専門評価組織の創設）
 - －保険適用の評価に際して、費用対効果の観点を 2016 年度を目途に試行導入し、費用対効果が低いとされた医療技術について継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組み等の検討
 - －治験に参加できない患者の治験薬へのアクセスを充実させるための仕組み（日本版コンパッションネートユース）の 2015 年度からの導入

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

／地域の経済構造改革

①地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

- 地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構築
 - ・各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入するため、地域再生法を改正する。
 - 【次期通常国会に関連法案の提出を目指す】
- 地域の中小企業・小規模事業者が中心となった「ふるさと名物応援」と地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
 - ・観光や農林水産品など地域資源を活用して域外の需要を地域に呼び込む「ふるさと名物」の開発と事業化を消費者の視点を入れながら推進する。

- ・地域の戦略産業を育成するため、研究開発、事業化、販路開拓、海外展開等を産学官金の連携により支援する。

○地域ぐるみの農林水産業の6次産業化、酪農家の創意工夫

- ・多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進し、その核として農林漁業成長産業化ファンド(A FIVE)を積極的に活用する。

- ・畜産・酪農については、生産物の差別化・ブランド化を進めるため、飼料用米をはじめとする地域の飼料資源の供給・加工流通等の体制整備を図るとともに、畜産クラスターを構築し、地域ぐるみで収益向上を図る。

○世界に通用する魅力ある観光地域づくり

- ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」に沿って、ビザ発給要件の緩和を行う。
- ・地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求するストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信する。
- ・全国の美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において多言語対応を進める。
- ・外国人旅行者向け消費税免税制度について、2020年に向けて全国各地の免税店を10,000店規模へと倍増させる。

○PPP/PII を活用した民間によるインフラ運営の実現

- ・公共施設等運営権方式について、2016年度末までの3年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。さらに2022年までの10年間で2～3兆円の事業規模を達成する目標を2016年度末までの3年間に前倒しする。

②地域の経済構造改革の推進

○総合的な政策推進体制の整備

- ・都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化を図りながら地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。